

尼崎市就学前教育ビジョン（案）【概要版】

～官民幼保の就学前教育施設等が共に「後伸びする力」「生きる力」を育みます～

§ 1 尼崎市就学前教育ビジョンの策定趣旨

1 背景

【本市の現状】

- ・市立幼稚園において、少子化の影響や保育需要の増加等による園児数の大幅な減少
- ・一方、特別な支援が必要な子どもの入園割合は増加傾向
- ・本市全体の保育需要は増加の一途にあり、待機児童の解消が喫緊の課題

【国の現状】

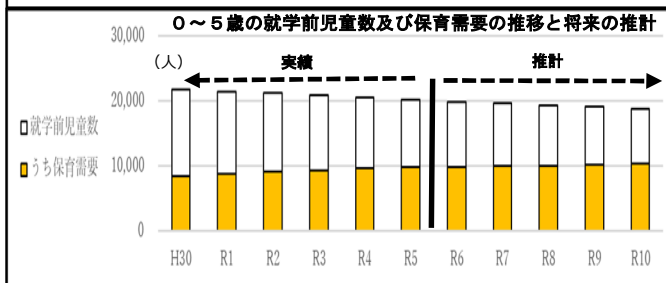
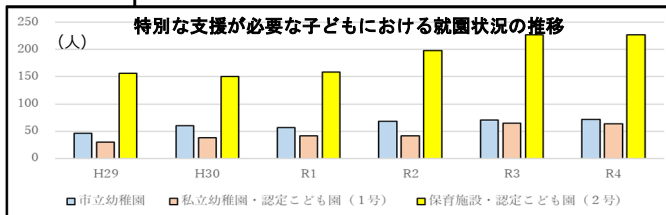
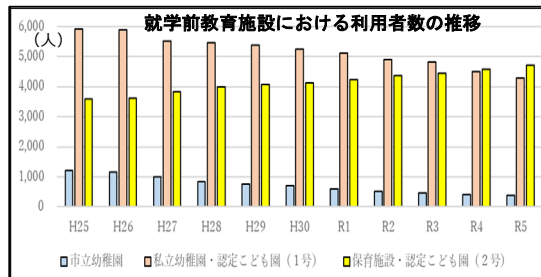
- ・幼児教育の質の向上を目的として、「育みたい資質・能力」「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」を共通化して明確にすることで幼稚園教育要領等の内容について整合化

このような状況に対応するため、官民幼保の就学前教育施設における教育内容等の充実策や連携方法、更には、今後の市立幼稚園に求められる機能・役割や少子化を見据えた効果・効率的な運営体制等について、その方向性や取組等を示す「尼崎市就学前教育ビジョン」を策定し、就学前教育施設の関係者や地域の人々等と共に、就学前教育の充実を目指します。

2 就学前教育施設の現状

(1) 就園状況等

・市内の就学前教育施設における就園状況として、市立幼稚園の園児数は、この10年間で約7割減少(H25:1,210人⇒R5:380人)し、私立幼稚園・認定こども園(1号)の園児数においても、この10年間で年々減少(H25:5,908人⇒R5:4,281人)。一方で、保育施設・認定こども園(2号)を利用する子どもの数は、この10年間で約3割増加(H25:3,584人⇒R5:4,711人)



・特別な支援が必要な子どもの就園状況として、就学前教育施設における特別な支援が必要な子どもの利用者は、近年、増加傾向にあります。

・就学前児童数及び保育需要の推移と将来の推計として、本市における0歳から5歳の就学前児童数は、減少していくことが見込まれます。一方で、そのうち保育需要については、増加しながら推移していくことが見込まれます。

(2) 取組と課題等

● 就学前の教育内容等

- ・幼稚園教育要領等が平成29年3月に改訂され「育みたい資質・能力」「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」について内容が共通化される中、就学前の教育内容がどのように「育みたい資質・能力」や小学校以降の「後伸びする力(非認知能力)」につながっているのか等の見える化や就学前教育施設等への情報発信等が十分にできていない状況です。
- ・本市における就学前教育については、平成26年12月に策定した「就学前の子どもの教育・保育についての基本的な考え方」に基づき実施しているが、国の政策や本市の就学前教育の現状を踏まえた改訂を検討する必要があります。

● インクルーシブ教育

- ・市立幼稚園においては、特別な支援が必要な子どもを支援するため、平成27年度から各年齢定員5人(1人の教員配置)とする特設学級を全園に設置しておりますが、特別な支援が必要な子どもの数が増加している中、今後、希望する園に入園できないという事態をできる限り無くしていく必要があります。
- ・通常学級と特設学級の狭間の子どもが増加している状況を踏まえ、令和3年度より全園に教育支援員を1人ずつ配置しております。
- ・市立幼稚園の特設学級への入級にあたっては、特別支援教育専門相談員からの助言等を踏まえて園長が判断しておりますが、当該子どもの成長にとって今必要なのは集団保育か或いは個別の療育か等の判断が難しく、また、発達の特性が多様化する中で、1人の教員が子ども5人に対する支援を行うことは難しい状況にあります。
- ・特別な支援が必要な子どもが増加しているため、私立幼稚園等においても、特別な支援が必要な子どもを受け入れるための環境を整備する必要があります。

● 幼保小連携

- ・これまで、関係機関の代表者を構成員とする「幼保小連携推進委員会」で意見交換を行うとともに、学識経験者からの指導や助言を受けながら「全体研修会」「地区別情報交換会」「公開教育」を実施しており、
- ・また、就学前教育施設と小学校間において幼児児童間交流、教師間連携、施設の相互利用等の「交流連携」や、5歳児と小学校1年生のカリキュラムを一体的に捉えた、独自のカリキュラムを実施している幼保小接続カリキュラム実践校園所を4カ所設置しておりますが、
- ・「全体研修会」「地区別情報交換会」「公開教育」や「交流連携」については参加・実施できていない校園所があり、幼保小接続カリキュラム実践校園所も少ない状況にあります。
- ・また、幼保小接続カリキュラム等の幼保小連携推進事業が、具体的に子どもにどのような影響を与えているのかが教職員等にとって分かりにくいといった課題があります。

※上記取組については、市内の就学前教育施設間で情報発信や情報共有、意見交換等が十分にできていない、就学前教育施設へ専門的なアドバイス等をするための仕組みが十分に整備されていない、という課題があります。

§ 2 尼崎市が目指す就学前教育の取組

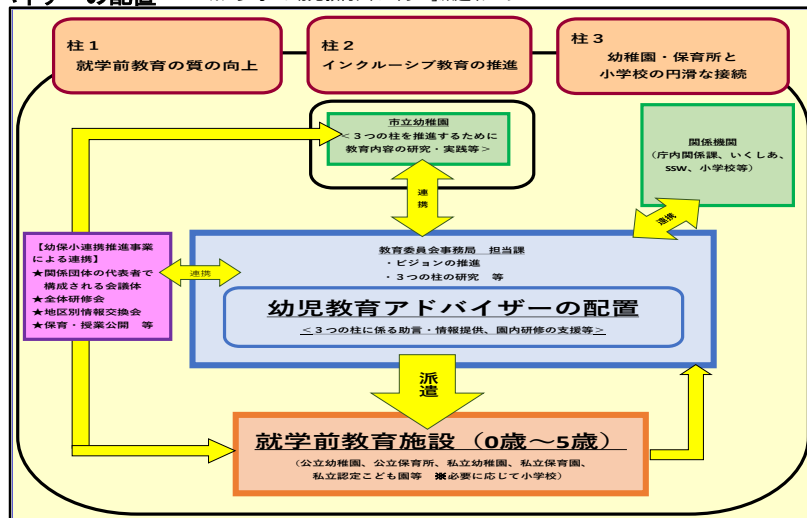
1 3つの柱の推進

柱1	就学前教育の質の向上	柱2	インクルーシブ教育の推進	柱3	幼稚園・保育所と小学校の円滑な接続
<p>【主な取組内容等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○(仮称)就学前教育会議の設置・官民幼保が連携し就学前教育の充実策の検討等を実施 ○学びと育ち研究所との連携等 ・就学前の教育内容がどのように「育みたい資質・能力」や小学校以降の「後伸びする力(非認知能力)」につながっているのか等について、学びと育ち研究所との連携による検証等を実施 ○幼児教育アドバイザーの派遣 ・「幼児教育アドバイザー」を市内の就学前教育施設へ派遣することにより、教育内容にかかる専門的な助言・情報提供・園内研修会等の支援(柱2・柱3も同様) ○スタンダードの作成 ・尼崎市の就学前教育のスタンダードとして「就学前の子どもの教育・保育についての基本的な考え方」を改訂 ○情報発信 ・上記取組の成果等を、効果的に就学前教育施設、小学校、保護者等へ発信(柱2・柱3も同様) 	<p>【主な取組内容等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特別な支援が必要な子どもの受入人数の拡充 ・市立幼稚園における特別な支援が必要な子どもの、1学級における受入人数を拡充(定員の概ね1/3以内を想定) ○就園検討会議の運営 ・就園検討会議(委員:医師や庁内関係課の職員等)の意見を踏まえ特別な支援が必要な子どもの入園や加配職員の配置人数について判断 ○私立幼稚園等への補助制度の創設 ・私立幼稚園等において、特別な支援が必要な子どもの受け入れを推進するための補助制度を創設 ○交流の場の設置、発達相談 ・市立幼稚園の空き保育スペースを活用して、交流の場の設置や発達相談等を実施 	<p>【主な取組内容等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○幼保小連携推進委員会の運営等 ・「幼保小連携推進委員会」「全体研修会」「地区別情報交換会」「公開教育」により官民幼保が連携し幼保小連携の充実策の検討等を実施 ○効果検証 ・幼保小接続カリキュラムが、幼児期から児童期における円滑な接続の観点でどのような成果があったのか等、幼保小連携推進事業の効果検証を実施 ○人材育成 ・市立の就学前教育施設と小学校の教職員が相互の取組を学ぶための効果的な研修等の実施を検討 ○国が示す連携ステップ ・上記取組を通じて、幼保小接続カリキュラムを実践する校園所や交流連携を実施する校園所を増やすことで、できるだけ多くの校園所で、国が示す連携ステップ4の状態を目指す。 			

2 幼児教育アドバイザーの配置

※ 参考:「幼児教育アドバイザー」派遣イメージ

幼児教育アドバイザーを教育委員会内に配置し、「尼崎市就学前教育ビジョン」の3つの柱にかかる専門的な助言・情報提供・園内研修等について、市内の就学前教育施設(0歳～5歳)の教職員に対する支援を行います。



§ 3 市立幼稚園の運営体制等

市立幼稚園については、費用対効果を勘案するとともに官民幼保の就学前教育施設同士が連携しながら、以下のとおり、再配置やインクルーシブ教育の充実(教育期間の見直し、受入人数の拡充)等を図る中で、市立幼稚園の役割を果たしていきます。

また、幼保連携の視点から、一時預かり事業の拡充による待機児童対策等も実施します。

1 市立幼稚園の役割

市立幼稚園は、本市における就学前の学校教育の水準を示す役割等を担っていると考えております。このことから、本ビジョンにおける、3つの柱に関する研究・実践等、3つの柱を推進するための取組については、3年保育を実施する中で市立幼稚園が中心となって実施します。

また、増加する特別な支援が必要な子どもを可能な限り受け入れる役割を担っていると考えております。

2 市立幼稚園の再配置

少子化を見据えた効果・効率的な運営体制を構築するため、再編を行います。

●再配置する幼稚園の考え方

- ・保護者の需要や地域性等を踏まえ、「大島」「立花」「塚口」「武庫」「園田」「園和北」の6園を再配置
- ・比較的保護者ニーズが少ない、「竹谷」「長洲」「小園」の3園を廃止【R8より募集停止】

●存続する園の今後について

- ・効果・効率的かつ適正な運営体制を構築するため、存続する園についても、新入園児数が3年連続して、定員の半数以下となった場合は、原則、廃止します。

●通園補助等【R8～】

- ・身体障害者等が自動車で通園する必要がある場合は、駐車場代を補助する等、**通園に係る補助制度等の拡充を検討します。**

※ 参考:市立幼稚園、私立幼稚園・認定こども園(1号)の市負担額の比較(令和5年度予算ベース)

区分	市立幼稚園	私立幼稚園・認定こども園(1号)
歳出(運営費等)	608,000千円	2,691,000千円
歳入(国庫・県費補助金)	8,000千円	1,884,000千円
園児数	380人	4,281人
一人あたりの市負担	約160万円	約63万円
(参考)一人あたりの市負担(一般財源ベース)	約158万円	約19万円

※ 私立幼稚園には別途、兵庫県において運営費(私学助成等)が予算計上されています。

3 インクルーシブ教育の充実【R8～】

●教育期間(保育年齢)の見直し

- ・インクルーシブ教育の充実に向けた取組として、費用対効果等を勘案する中で、「大島」「立花」「塚口」「園田」の4園を、現行の教育期間である2年から3年への実施体制に見直し

●学級定員の考え方

- ・各学年の学級定員は、特別な支援が必要な子どもを含め、3歳児を25人、4歳児を30人、5歳児を35人に見直し(各学年1学級制)

●受入人数の拡充

- ・市立幼稚園における特別な支援が必要な子どもの受入人数を、現在の90人(9園)から概ね164人(6園)まで拡充

4 幼保連携等による取組

●一時預かり事業の拡充【R8～】

- ・働きながら子育てする家庭を支援するため、存続する園の一時預かりの実施時間を、公立保育所の開所時間と合わせ次のとおり拡充
- ▶教育時間終了後 16時30分まで ⇒ 19時まで
- ▶教育時間開始前 7時30分～8時30分までの間、実施

●跡地活用等【R9～】

- ・隣接する小学校や老朽化した公立保育所の建替地等として活用

◎本ビジョンの点検や見直しを原則5年ごと実施し、その中で必要に応じて、改廃(次期計画の策定を含む。)するものとします。